

平成二十一年五月十九日受領
答弁第三八一号

内閣衆質一七一第三八一号

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの購入等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの購入等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十一年五月一日内閣衆質一七一第三三五号）二についてで述べたとおりである。

二について

お尋ねの「公務」とは、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）に定められた外務省の任務及び所掌事務に関連する業務を指す。

三について

先の答弁書（平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二八九号）五及び九についてで述べたとおりである。